

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 明秀スポーツ&カルチャーアカデミー

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標にする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 時 (B)当該事業の 実施予定場 所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
スポーツに関する事業	令和8年度4月からの事業を実施するための準備期間のため実施予定なし			
スポーツ大会に関する事業	上記に同じ			

子どもの学習支援事業	上記に同じ			
学童保育に関する事業	上記に同じ			

(2) その他の事業

スポーツ事業と保育・学習支援に必要な物品販売	上記に同じ			
------------------------	-------	--	--	--

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(翌事業年度)

令和8年度の事業計画書

令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人明秀スポーツ&カルチャーアカデミー

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
スポーツに 関する事 業	スポーツ教室 ・サッカー・バレー	(A)通年 (B)日立市内 (C)5人	(D)日立市近 郊 (E)40人～ 人/月	1,000
スポーツ大 会に関す る事業	サッカー大会	(A)通年 (B)日立市内 (C)5人	(D)日立市近 郊 (E)50～1 00人/ 回	1,000
学童保育に 関する事 業	実施予定なし			

子どもの学 習支援事 業	実施予定なし			
--------------------	--------	--	--	--

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。